

下関市中小企業体質強化特別融資要綱

平成30年3月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、売上げが減少し経営に支障が生じている下関市内の中小企業者に対して、その経営を安定させるために必要な資金を融資することにより、中小企業者の経営の合理化及び近代化を図り、もって中小企業の体質強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する者をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、売上げが減少し経営に支障が生じている下関市内の中小企業者の経営を安定させるための融資（以下「融資」という。）を取り扱う金融機関として市長が指定した別表第1に定めるものをいう。

(融資の対象者)

第3条 融資を受けることができる者は、次の各号に該当する中小企業者とする。

- (1) 下関市税の納付状況が良好な者
- (2) 下関市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者
- (3) 売上げの減少等により事業活動に著しい支障を生じていると認められる者

(融資条件)

第4条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(融資の申込み)

第5条 融資の申込みは、金融機関所定の融資申請書に次の書類を添付し、金融機関に提出しなければならない。

- (1) 融資の申込み日の属する年度の前年度における法人市民税の納税証明書（個人の場合は市県民税の納税証明書）
 - (2) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）所定の信用保証委託申込書
 - (3) 経営状況の把握できる書類
 - (4) その他金融機関が必要と認める書類
- 2 金融機関及び保証協会は、前項の規定により融資の申込みを受けて、融資をすること又は融資を保証することが適当と認めたものについては、速やかに融資実行に向けた手続を行わなければならない。

(金融機関の遵守事項)

第6条 金融機関は、融資を実行する場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 融資条件に基づいて融資を行うこと。
- (2) 歩積及び両建預金の条件を付さないこと。
- (3) 一般業務との区別を明確にしておくこと。

(保証協会及び金融機関の報告)

第7条 保証協会は、前月末における保証の状況を中小企業体質強化特別融資保証状況報告書（様式第1号）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 金融機関は、前条の規定により融資を実行したときは、中小企業体質強化特別融資実行報告書（様式第2号）により、当該実行の日の属する月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 金融機関は、前項に定めるもののほか、毎月末における融資の状況を中小企業体質強化特別融資状況報告書（様式第3号）により、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（原資の預託）

第8条 市長は、金融機関から前条第2項の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内において、当該金融機関に原資を預託するものとする。

2 前項に規定する原資の預託に関し必要な事項については、金融機関と別に覚書を締結して定めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に改正前の下関市中小企業体質強化特別融資要綱の規定によりなされた融資の申込みについては、なお従前の例による。

3 令和2年3月17日から令和7年12月31日までの間、融資条件については、別表第2 その他の項中「最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少していること」を「最近1か月間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少していること、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少することが見込まれること」とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市中小企業体質強化特別融資要綱の規定は、令和2年3月17日以後に当該規定により融資を受ける者について適用し、同日前までに当該融資を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の下関市中小企業体質強化特別融資要綱第5条第1項の規定により融資の申込みをしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第5条第1項の規定により融資の申込みをしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

金 融 機 関
次に掲げる金融機関の下関市内にある本店又は支店 山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シ ィ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀

別表第2（第4条関係）

資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象 年1.8% 責任共有制度対象外 年1.6%
償還方法	分割
保証人	原則として法人代表者以外は徴求しない。
担保	原則として徴求しない。
保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率
その他	保証協会の保証対象業種であって、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少していること。 (2) 最近1か月間の売上原価のうち、原油等・石油化学製品の仕入額が20%以上を占めていること、かつ、最近1か月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期と比較して10ポイント以上増加していること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

金融機関

中小企業体質強化特別融資実行報告書

年 月 日付けで決定のありました中小企業体質強化特別融資を、下記のとおり実行しましたので、下関市中小企業体質強化特別融資要綱第7条第2項の規定に基づき、報告します。

記

融資の相手方				融資決定番号		年度 第 号	
融資金額	千円	融資日	年 月 日	融資利率	年	%	
据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
償還期限	年 月 日						
償 還 計 画	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円	

※ この償還表については金融機関所定のものでも換えられます。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

金融機関

中小企業体質強化特別融資状況報告書

下関市中小企業体質強化特別融資要綱第7条第3項の規定に基づき、 年 月 日現在の融資状況を下記のとおり報告します。

記

（単位：千円）

融資決定番号	企 業 名	当 初 融資額 (A)	当 月 償還額 (B)	償 還 合計額 (C)	融資残額 $D = A - C$
合 計					